

平成30年度答申第79号
平成31年3月19日

諮問番号 平成30年度諮問第79号（平成31年2月6日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求に係る処分は取り消されるべきであり、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金額等の確認処分（以下「本件確認処分」という。）をしたところ、審査請求人が本件確認処分を不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る

債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条並びに賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第26号)12条1号へ及び13条1号は、上記破産手続開始の決定を受けた事業主の事業を退職した者であって、破産管財人の証明書の交付を受けることができなかつたものは、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (3) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記(1)の所定の期間内にした当該事業からの退職の日(以下「基準退職日」という。)以前の労働に対する労働基準法(昭和22年法律第49号)24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている(賃金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和51年政令第169号)4条2項)。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成17年2月1日、P社(以下「本件会社」という。)に雇用されたが、平成29年3月15日、本件会社を退職した。
(聴取書、上申書)
- (2) 本件会社は、平成29年6月9日、B地方裁判所に対し、破産手続開始の申立てをしたところ、同月14日、同裁判所は、本件会社について破産手続の開始を決定した。
(破産手続開始申立書、B地方裁判所決定(事件番号a))
- (3) 審査請求人は、上記2(2)の破産管財人の証明書の交付を受けられなかつたため、平成30年3月9日、処分庁に対し、本件確認申請を行った。審査請求人が未払賃金として確認申請したのは、平成29年2月10日を支払期日とする5万円、同月25日を支払期日とする35万円、同年3月10日を支払期日とする15万円及び同月25日を支払期日とする35万円の合計90万円である。
(確認申請書)
- (4) 処分庁は、平成30年7月10日、本件確認申請に対し、支払期日を平成29年2月24日とする25万円、支払期日を同年3月10日とする1

5万円、支払期日を同月24日とする35万円及び支払期日を同年4月10日とする7万5000円の合計82万5000円である旨の本件確認処分を行った。

(確認通知書)

(5) 審査請求人は、平成30年7月30日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、平成31年2月6日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきとして諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張の要旨

定期賃金は、毎月10日に15万円と25日に35万円支給されていたが、支払期日を平成29年2月10日とする15万円は全く支払われず、その後合計10万円受け取ったので、未払は5万円である。支払期日を同月25日とする35万円、支払期日を同年3月10日とする15万円及び支払期日を同月25日とする35万円は全て支払われておらず、未払賃金の合計は90万円である。

第2 審査庁の諮問に係る判断

本件会社の元代表取締役は処分庁の聴取時に、審査請求人に対して支払期日である平成29年2月10日に15万円を支払っており、支払期日を同年2月24日とする35万円については、合計10万円支払ったので、未払は25万円である。支払期日を同年3月10日とする15万円、支払期日を同月25日とする35万円及び支払期日を同年4月10日とする7万5000円は支払っておらず、未払賃金の合計は82万5000円である旨申述している。

審査請求人の主張と本件会社の元代表取締役の主張は相違しているが、両方で認識に相違が見られる点については、処分庁の調査において、審査請求人の主張を裏付ける客観的な判断資料の存在が確認できず、また、審査請求人が提出した資料からも客観的に判断することが困難である。そのため、客観的に判断できるものとしては、賃金を支払う責任を有し、立替払の求償を受けることとなる本件会社の元代表取締役が認める範囲とせざるを得ないとする処分庁の判断は、やむを得ないと考える。したがって、原処分を取り消す理由はない。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件確認処分の違法性及び不当性について

(1) 立替払の対象となる賃金は、定期賃金及び退職手当であって、退職日の6か月前の日から請求の日の前日までに支払期日が到来しているものである。

本件会社は、審査請求人に対し、毎月10日に外務員報酬として15万円、毎月25日に基本賃金として35万円を支払うこととしていた。

賃金とは、名称のいかんを問わず、労働の報酬として支払われるものであり、定期賃金とは毎月1回以上定期的に支払われる賃金であるから、上記の外務員報酬及び基本賃金のうち未払となっているものが立替払の対象となり得る。

(2) 審査請求人が、未払賃金であるとして確認申請したものは、支払期日が平成29年2月以降に到来したものであるところ、同月以降に審査請求人に支払われることとなっていた定期賃金は以下のものである（以下、特に表記しないものは平成29年である。）。

①支払期日2月10日の外務員報酬15万円

②支払期日2月24日の基本賃金35万円

③支払期日3月10日の外務員報酬15万円

④支払期日3月25日の基本賃金35万円

また、審査請求人の退職日は3月15日であるから、毎月15日締めの基本賃金については3月15日以降は発生しないが、外務員報酬が本件会社の元代表取締役の述べるように毎月末締めの翌月10日払であるとする、⑤3月1日から同月15日までの外務員報酬の日割計算分が発生することとなる。

審査請求人は、①は支払期日に支払われていないと主張し、その後2月から3月にかけて別途合計10万円が支払われているのをこれに充当すると、5万円が未払となっているとし、①のうち5万円及び②から④までの合計85万円（総合計90万円）が未払賃金であると主張する。

これに対し、本件会社の元代表取締役は、①は支払済みであり、別途合計10万円支払ったのは②に充当されると述べ、②のうち25万円、③及び④の合計50万円、並びに⑤の7万5000円（総合計82万5000円）が未払賃金であると述べている。

(3) まず、①の2月10日が支払期日であった外務員報酬15万円が支払われたのかを検討する。

本件会社の元代表取締役は、労働基準監督官作成の聴取書において、「支払日が、平成29年2月10日であった平成29年1月1日から1月31日の間の1月分の外務員報酬は、私が親戚等を回ってなんとか都合したお金で、支払日である2月10日に現金で全額支払ったのは間違いありません。」と述べているのであるが、これを裏付けるものは何もない。

一方、外務員報酬の支払台帳には1月の欄に15万円の記載があるのみで、2月以降の欄には何も記載がない。また、支給日が1月11日（平成28年12月分）の外務員報酬についての支払明細票（15万円）は存在するが、支払期日を2月10日（1月分）とする外務員報酬についての支払明細票は本件審査請求の事件記録中に存在しない。

本件会社の元代表取締役の上記申述は、これらの客観的資料と合致せず、合致しない理由について何らの説明もない。

本件会社の元代表取締役は、上記聴取書において、「平成29年2月17日に1万、2月22日に2万、2月24日に4万、3月2日に1万、3月3日に1万、3月8日に1万の総額10万円は、何とか工面できたお金から内払いとして支給しており、2月24日が支払日である基本賃金の一部となります。賃金の支払期日前にもかかわらず内払いをしたのは、Xが明日の生活もできないと言って、こっちの状況も全く考えずにしつこく言ってきたので、やむなく支払ったためです。」と述べているのであるが、2月10日の支払期日に外務員報酬15万円全額を支払っておきながら、同月24日の支払期日が到来する1週間前から1万円ないし4万円の現金を数日おきに工面して支払うというのはいささか不自然であり、むしろ、同月10日の支払期日に外務員報酬が支払われなかったから審査請求人から請求を受けて数日おきに現金を渡したというのが自然にも思われる。

かかる状況で、本件会社の元代表取締役の述べるところのみに従って①は支払われたと認定することには疑義があると言わざるを得ない。

(4) 次に、②の2月24日が支払期日であった基本賃金35万円について検討するに、本件会社の元代表取締役は、同支払期日には何も支払われていないことを前提に、上記のとおり、工面した合計10万円がこれに充当された旨述べている。

一方、基本賃金の支払台帳には2月の欄に支給額として6万円と記載さ

れており、また、支給日が2月24日（2月分）の総支給額6万円の支給明細票が存在するところ、本件会社の元代表取締役の上記申述はこれらの客観的資料と合致しておらず、この点についての説明もない。

客観的資料との不一致の理由も不明のまま本件会社の元代表取締役の述べるところから事実認定にも疑問が残る。

- (5) そもそも、未払賃金の金額を事実認定するに当たっては、客観的資料である賃金の支払台帳やその他の経理書類等の有無及びその記載内容を確認し、それを基に事業主側の説明を求めて金額を確定すべきものである。

本件会社の元代表取締役は、賃金の支払状況について知り得る立場にあったから、同人から審査請求人の賃金の支払状況について聴取すべきことは当然であるが、その申述によって事実認定するのであれば、申述内容の信用性を検討した上でなければならない。

本件会社の元代表取締役から未払賃金について聴取するに当たっては、可能な裏付け調査を行い、客観的資料の記載内容との関係についても十分に聴取し、客観的資料と齟齬があればそれについて説明を求めるのは当然のことであり、とりわけ、審査請求人の主張と食い違う点についてはかかる必要は大きい。

本件確認処分に当たり、本件会社の元代表取締役の「1月分の外務員報酬は、私が親戚等を回ってなんとか都合したお金で、支払日である2月10日に現金で全額支払ったのは間違いありません。」との申述内容について、その裏付け調査を行った形跡もないばかりか、上記のとおり客観的資料との齟齬について説明を求めたもいないというのは、調査として不十分というほかなく、不十分な調査のまま本件会社の元代表取締役の述べるところにのみ従って事実認定したのは適正妥当とは認められない。

- (6) 次に、⑤の3月1日から同月15日までの外務員報酬の日割計算分が未払賃金として存在するかであるが、これは、外務員報酬の賃金計算期間について、審査請求人が毎月15日締めと認識していたのに対し、本件会社の元代表取締役は毎月末締めの翌月10日払と認識していたことから、同人の認識に従えば、⑤が存在することになる。

⑤については、賃金計算期間についての認定であるから、これを明らかにする客観的資料がない以上、賃金を支払う立場の本件会社の元代表取締役の認識に従って認定することは不合理とは言えない。

- (7) 更に言うならば、審査請求人は、基本賃金として35万円を確認の対象

としているが、支払台帳及び支給明細票によれば、毎月25日の支給日には給与合計35万円と共に「通勤非課税分」として通勤手当8,660円が支給されていたと認められ、審査請求人はこれを確認の対象として申請していないものの、未払であるならば未払賃金に含まれるはずのものである。

本件会社の元代表取締役は、上記聴取書において「通勤手当については、私から現金ですでに全額支払い済みです。」と述べているのであるが、これについても何ら客観的資料による裏付けはなく、審査請求人は通勤手当について何ら言及していないので、これが実際に支払済みなのか、単に同人は通勤手当は立替払の対象となる賃金には含まれないと考えたため、確認申請の対象とせず漏れているだけなのか明確ではない。

処分庁は、本件確認処分に当たり、この点につき審査請求人に何ら確認しておらず、通勤手当は全額支払済みなので確認請求の対象とされていないものと判断したことの妥当性にも疑問が残る。

- (8) 以上により、本件確認処分は、本件会社の元代表取締役の申述と客観的資料との齟齬の理由を解明することもなく、申述の裏付け調査も行わず、申述内容の信用性を何ら検討せずに同人の申述のみに基づいて行われたものであって、適正妥当ということはできず、更に調査を尽くした上で本件審査請求につき判断をするのが相当であるから、本件確認処分は取り消されるべきであって、審査庁の判断は妥当でない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求に係る処分は取り消されるべきであって、審査庁の判断は妥当でない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史